

東京都立産業技術大学院大学の授業料減免制度 Q & A

(用語の解説)

- ・「産技大」とは、東京都立産業技術大学院大学をいう。

(目次)

1. 支援の趣旨・目的について	2
2. 支援内容・イメージについて	2
3. 支援対象者について	3
4. 住所要件について（都内子育て世帯への授業料免除制度のみ）	3
5. 生計維持者の考え方について	4
6. 進学するまでの期間に関する要件について （経済的困窮者に対する授業料減免制度のみ）	5
7. 国籍・在留資格要件について	5
8. 成績等要件について	6
9. 申請手続きについて	6
10. 授業料の納付について	6

※各要件は新制度についての説明です。

1. 支援の趣旨・目的について

Q 1－1 支援制度の趣旨・目的について知りたい

A 1－1 東京都は、2024年度（令和6年度）から、東京都立産業技術大学院大学において、経済的理由により授業料の納付が困難である学生に教育の機会を提供する授業料減免制度に加え、都内の子育て世帯に向けた新たな授業料の支援を実施します。

2. 支援内容・イメージについて

Q 2－1 支援内容・イメージについて知りたい

A 2－1 所得要件や住所要件に応じて授業料の全額または半額を免除します。

＜経済的困窮者に対する授業料減免制度＞

総収入額から、世帯人数、必要経費額、特別控除額等から認定所得額を算出し、経済困窮度を元に、全額免除、半額免除及び分納の対応をしている。

※住所要件はございません。

＜都内子育て世帯への授業料免除制度＞

・学生の生計維持者が都内在住の場合、授業料を全額免除（所得制限なし）

※支援対象者はQ 3－1を参照ください。

※生計維持者が都外在住である場合等、本制度の対象とならない場合でも、経済的理由により授業料の納付が困難である学生に教育の機会を提供する授業料減免制度により、従来どおり、住所に関わらず所得に応じ授業料の全額又は半額を免除します。

※年収目安は両親（どちらか一方が給与所得者）・学生本人（18歳）・中学生の4人世帯をモデルに概算した目安であり、詳細は世帯状況により異なります。家族構成が例示と異なっている場合や、給与収入のほかに事業などの所得がある場合など、年収目安を下回っている場合でも、必ず支援の対象となるわけではなく、最終的には税制度に準拠した計算によって判定します。

Q 2－2 具体的な支援額はいくらか

A 2－2 以下のとおりです。

産技大・専門職学位課程

【全免】520,800円（前期：260,400円、後期：260,400円）

【半免】260,400円（前期：130,200円、後期：130,200円）

※長期履修学生は、認められた場合の授業料年額の全額及び半額

Q 2－3 入学料も支援の対象となるか

A 2－3 入学料は支援の対象には含まれませんが、各校で支援制度を設けています。

入学料減免については、生活保護世帯、学資負担者の死亡等による家計急変世帯、指定慘害被災者等に基づき支援を実施します。

3. 支援対象者について

Q 3-1 支援の対象となる学生を知りたい

A 3-1 東京都立産業技術大学院大学の専門職学位課程が対象です。

Q 3-2 社会人大学院生は支援対象となるか

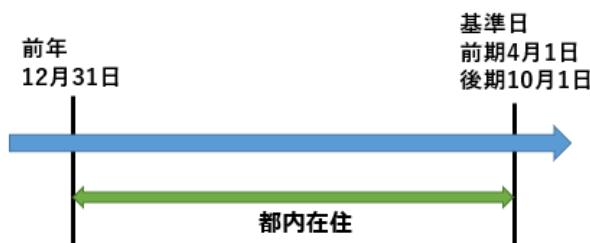
A 3-2 進学するまでの期間に関する要件を満たしていれば、大学院在籍中の就職の有無は問わず、住所要件等を満たせば支援対象となります。

4. 住所要件について（都内子育て世帯への授業料免除制度のみ）

Q 4-1 新制度における住所要件とは具体的にどのようなものか

A 4-1 新制度は都内子育て世帯の教育費負担軽減を目的とした支援であるため、学生の生計維持者が、減免を受けようとする年度の前年度の12月31日以降、基準日（前期は4月1日、後期は10月1日）まで引き続き東京都内に住所を有していることが要件となります。（申請時に毎回確認・判定を実施）

なお、経済的困窮者に対する授業料減免行制度は修学機会の確保を目的とした支援であるため、住所要件はございません。



Q 4-2 学生が都内在住である必要があるか

A 4-2 学生の生計維持者が、減免を受けようとする年度の前年度の12月31日以降、基準日（前期4月1日、後期10月1日）まで引き続き東京都内に住所を有していることが要件となりますので、学生本人が都内在住である必要はございません。（学生がキャンパス近隣の他県に一人暮らしをするケースも見込まれるため）

なお、住所要件としては生計維持者が都内在住であることとしているため、生計維持者が学生本人である場合には、当該学生が都内在住である必要がございます。

Q 4-3 父親が単身赴任で他道府県に居住している場合は支援の対象外か

A 4－3 生計維持者（原則父母）が、減免を受けようとする年度の前年度の12月31日以後、基準日（前期4月1日、後期10月1日）まで引き続き東京都内に住所を有していることが要件となります。生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し東京都外に在住していても、もう一方の生計維持者の住所要件を満たすことが確認できる場合は対象となります。

Q 4－4 生計維持者（父母）が離婚（調停中含む）或いは別居状態にあり、学生本人は母と同居し、父は他道府県に住民票がある場合は支援の対象外か

A 4－4 生計維持者は原則父母ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が生計維持者となり、母について、都内在住要件を満たしていることが確認できる場合は新制度の支援対象となります。なお、この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

5. 生計維持者の考え方について

Q 5－1 生計維持者には誰が含まれるか

A 5－1 学生の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

なお、これらは現時点での原則的な考え方であり、過去の減免審査において独立生計とみなされていた場合等は個別具体的に判断します。個別のケースについては、「生計維持者に係るQ&A」をご確認ください。

参考資料：[生計維持者に係るQ&A](#)

Q 5－2 「社会的養護を必要とする者」とは、具体的にどのような者が該当するか

A 5－2 社会的養護を必要とする者とは、満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者、又は里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

6. 進学するまでの期間に関する要件について都内子育て世帯への授業料免除制度のみ)

Q 6－1 進学するまでの期間に関する要件とは何か

A 6－1 都内子育て世帯への授業料免除制度においては、都内子育て世帯の教育費負担軽減を目的とした支援であるため、進学するまでの期間に関する要件を満たすことが支援要件になります。

経済的困窮者に対する授業料減免制度は修学機会の確保を目的とした支援であるため、この要件はございません。

具体的な要件は以下のとおりです。

大学等を卒業後、引き続いて産技大に進学した者で、進学した年度の前年度末年齢が24歳までの者

Q 6－2 産技大の学生における「大学等を卒業後、引き続き」との要件について、いつまでに進学する必要があるのか、また「大学等」には何が含まれるか

A 6－2 具体的には、以下のとおりです。

大学等を卒業後、1年以内に進学することが要件となります。

また、ここで言う「大学等」は、大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（専修学校（専門課程））を指します。

Q 6－3 産技大に進学するまでの期間について、「大学卒業後、引き続いて産技大に進学」とあるが、秋入学や海外の大学から進学する場合、半年程度期間が空いてしまう。その場合でも支援の対象となるか

A 6－3 大学等を卒業後、1年以内に博士前期課程等へ進学すれば支援対象となります。

7. 国籍・在留資格要件について

Q 7－1 国籍・在留資格に関する要件について知りたい

A 7－1 以下のとおりです。

国籍等について、次のいずれかに該当すること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- (4) 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって奔放に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者

※国の修学支援新制度における国籍・在留資格要件と同様です

8. 成績等要件について

Q 8－1 成績等その他の要件について知りたい

A 8－1 以下の場合は支援対象外となります。

- (1) 成績不振者
- (2) 留年者
- (3) 合理的な理由がなく奨学金等を利用しない者
- (4) その他減免を受けることの合理的な理由に乏しい事情の者

9. 申請手続きについて

Q 9－1 制度への申請を検討していますが、申請手続きはどのように行えばよいか

A 9－1 申請手続き、申請時期等の詳細は、決まり次第、学内掲示板にてお知らせします。

10. 授業料の納付について

Q 10－1 入学後に減免制度を申請した場合、授業料は納付する必要があるか

A 10－1 申請を行った者は判定結果が出るまで授業料の納付が猶予されます。全額免除の場合納付の必要はありませんが、半額免除又は不承認の場合は指定された期日までに納付しなければなりません。